

「令和3年9月4日付陳情書」添付署名について、  
西村賢県議会議員及びコーソク西村社長による撤  
回を申し入れさせる問題行為についての陳情

令和3年9月23日

(要旨)

「令和3年9月4日付陳情書」添付署名について、西村賢県議会議員及び  
コーソク西村社長による撤回を申し入れさせる問題行為についての陳情

(理由)

「令和3年9月4日付陳情書」添付署名について、9月10日以降、署名者  
10名の内5名から私に報告また2名に関する情報提供があった。その内  
容は、西村賢県議会議員、コーソク西村社長、コーソク従業員が手分けし  
て各署名者を訪れ、陳情書の署名を撤回するように求めるものであった。  
内、水口博英氏のもとへは9月18日西村賢県議会議員が訪れ、「陳  
情書の問題は、警察沙汰になっています。このままでは警察から連  
絡があるかもしれません。撤回すれば、警察沙汰にはならないよう  
にします。」と話して署名の撤回を求め、撤回を求める申し入れ書  
の類の書面に署名させた。水口氏は、「だれだって警察沙汰はいや  
ですから、そう言われれば署名します。実質的な脅しです。」と述  
べていた。また、西村賢県議会議員は、9月20日頃に土持祥子氏宅を  
訪れ、不在につき名刺を置いて帰っている。

一方、コーソク西村社長は、竹花恭子氏、児玉幸人氏、黒木克弘氏を訪

ね、「黒木紹光を刑事告訴した。署名をこのままにしていると同罪になる。」という趣旨の話をして、署名の撤回を求め、撤回を求める申し入れ書の類の書面に署名させたようである。

これらの一連の行為は、極めて不当であり、問題である。まずひとつめは、県議会に「陳情書」を提出すること及びその趣旨に賛同して署名することは、憲法16条（請願権）に基づく基本的人権であり、議会制度で認められた国民の権利である。したがって、署名の撤回を求める権利は何人にもなく、それを求めた場合、人権侵害であり、権利行使に対する妨害である。

ふたつめは、「撤回すれば、警察沙汰にはならないようにします。」

「署名をこのままにしていると同罪になる。」という、客観的・法的根拠のないことを述べて、すなわち虚偽を告げて、実質的に脅迫していること。

つまり、前述した通り、陳情書に賛同して署名することは、民主主義社会の正当な権利であるから、署名行為によって署名者本人が警察沙汰になることも同罪になることもあり得ません。当該表現は、虚偽という点と実質的な脅迫になっている点の両方が問題です。

三つ目は、コーソク西村社長が私の陳情書を根拠に刑事告訴したという点だが、仮にそれが事実とすると、西村社長は自らが脱税事件の被疑者でありながら、どうして正しいことをしている私を告訴できるのか？また宮崎

県警がどんな正当な理由があつて告訴状を受理できるのか？という根本的な疑問です。事実であるという前提に立てば、これは、宮崎県警は、脱税事件の被疑者に便宜を図り、その特定の人物のために権力を行使するという法秩序の崩壊が現実であることを示しています。

四つ目は、西村賢県議会議員の県議会議員としての問題です。言うまでもなく、県議会議員は、県政のチェック及び是正の役割を県民に負託されています。また、西村議員は、県税を担当する総務政策常任委員会の委員長の要職にあるので尚更です。にもかかわらず、今回西村議員は、公職の使命を忘れ、県民の利益ではなく自らが取締役を勤めるコーソクの利益のために、その立場を利用し、脅し文句を使用しつつ署名の撤回を求めたのです。県議会議員として言語道断であることは言うまでもなく、そのような判断すらできない自覚のなさは、最早県議会議員としての資格がないことを示しています。辞職勧告に相当します。

付言すると、西村議員とコーソク西村社長の本件問題行為は、宮崎県迷惑行為防止条例第5条の3「面会その他の義務のないことを行うことを要求すること。」に該当する可能性を否定できません。なぜなら、第5条前文「身体の安全が著しく害される不安を覚えさせるような方法により行なわれている」からです。


よって、県議会に以下①～④を求めます。

- ① 西村賢県議会議員及びコーソク西村社長による署名撤回を申し入れさせる行為は不当なので、署名撤回の申し入れ書による署名撤回を無効とすること。
- ② 西村賢県議会議員及びコーソク西村社長による署名撤回を申し入れさせる行為を直ちに止めさせ、申し入れさせた署名者に対し文書で謝罪させること。
- ③ 西村賢県議会議員の辞職勧告決議をすること。
- ④ 宮崎県警本部長に対して、恣意的に特定の人物の便宜を図る職権濫用をしないよう要請すること。

つきましては、10月8日までに①～④に対する検討結果及び対応済み結果の回答（理由を含むもの）を文書でお願いします。また、前回「陳情書」で求めた回答期限は9月24日でしたので、検討結果を具体的に文書でご回答頂くことを重ねてお願い申し上げます。

令和3年9月23日

日向市浜町3丁目29番地

黒木 紹光 

宮崎県議会議長

中野 一則 殿